

瀬戸市行政不服審査会運営規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第6号

瀬戸市行政不服審査会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する審査会の担任する事務の細目は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定によりその権限に属させられた事項の処理をすることとする。

(委員)

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、前条の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(秘密保持)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第8条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人（法第74条に規定する「審査関係人」をいう。）にその旨を通知しなければならない。

(除斥)

第9条 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。